

## 前橋市公文書点字化サービス事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第7条第2項の規定に基づく、視覚障害者に対する合理的な配慮として、本市が視覚障害者に送付する公文書を点字化する場合の手続きについて定めるとともに、もって視覚障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この要綱の対象者は、市内に居住する者であって、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている視覚障害者のうち、主に点字により情報を入手している者で、点字化した公文書の送付を希望する者とする。

### (主務課)

第3条 公文書の点字化サービスに係る事務は、福祉部障害福祉課（以下「障害福祉課」という。）が窓口となり実施するものとする。

### (申請等)

第4条 本市から送付される公文書の点字化を希望する視覚障害者は、公文書点字化サービス登録申請書（様式。以下「申請書」という。）を市長（障害福祉課）に提出し、あらかじめ登録するものとする。

2 登録を希望する視覚障害者は、本市から送付する公文書の点字化を希望する者として、市役所各課（以下「文書担当課」という。）に対し情報提供することについて、あらかじめ同意するものとする。

3 第1項の申請書については、登録を希望する者が、自署できない場合、家族若しくは親族等が代筆できるものとする。

### (登録等)

第5条 前条第1項の申請書を受け付けた障害福祉課は、速やかに「点字による公文書の送付希望者名簿」（以下「名簿」という。）に登録するものとする。

2 障害福祉課は、前項の規定により登録を行った場合は、速やかに、この情報を文書担当課に提供し、情報共有できるようにするものとする。

### (登録の変更・取消し等)

第6条 前条第1項の規定により登録された者（以下「登録者」という。）は、申請書の内容に変更又は抹消事由が生じた場合には、速やかに市（障害福祉課）に届け出るものとする。

2 市長（障害福祉課）は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 第2条に該当しなくなったとき。

(登録者に対する公文書の送付)

第7条 登録者に対し、公文書を送付しようとする文書担当課は、障害福祉課と協議して、点字化する公文書の原本を作成するものとする。

2 障害福祉課は、公文書を点字化し、点字化した公文書を文書担当課に送付するものとする。

3 文書担当課は、原則として、公文書を送付しようとする日の3週間前までに障害福祉課に申し出て、第1項の協議を開始するものとする。

(登録情報の保護)

第8条 障害福祉課及び文書担当課は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 秘密の保持を厳守すること。

(2) 名簿の紛失等がないように厳正に管理すること。

(3) 名簿を目的以外に使用しないこと。

(4) 第三者へ情報提供しないこと。

(文書担当課の表示)

第9条 点字化した公文書を送付する場合は、送付する封筒の担当課欄に文書担当課の点字ラベルを貼付して表示するものとする。

2 点字ラベルは、文書担当課からの申し出に基づき、障害福祉課で作成するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。